

理事長と記者との懇談会（4月24日）理事長発言要旨

広報部広報課

1. 日時：令和6年4月24日（水）13:15～13:27

2. 議事概要

山田昭典理事長より、以下について説明。

（1）四国で発生した地震について

4月17日（水）に豊後水道で大きな地震が発生した。今回の地震により被災した皆様にお見舞い申し上げます。今回の地震については能登半島地震の場合とは異なり、被災地の消費生活相談に大きな支障は生じなかったため、当センターからは特別な対応は行っていません。ただ、今回の様な災害が発生すると、それに便乗した様々な悪質商法が跋扈^{ばつこ}するため、十分に注意いただきたい。

（2）適格消費者団体支援室の変更について

4月1日付で、当センターの適格消費者団体支援室の所掌を、総務・人事・会計その他を所掌する総務部から、広報、情報提供の企画、地方連携を担当する広報部に移管した。元々、適格消費者団体支援室は、2017年の国民生活センター法の改正を受け、特定適格消費者団体が行う仮差押えに係る立担保を支援するために設置されたものである。消費者裁判手続特例法に基づき、特定適格消費者団体が集団的被害回復請求を行う際、事業者の財産保全のための仮差押えの申立を行うに当たっては裁判所から担保を立てることを求められるところ、消費者団体はその資金状況から担保を立てることが難しい面もあるため、当センターが支援を行っているものである。設立以来2件、立担保支援業務を実施した。

加えて、令和4（2022）年の国民生活センター法等の改正による適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助についても、適格消費者団体支援室の業務に追加した。援助の具体的内容は、適格消費者団体が行う差止請求等の活動について、共同して消費者に周知することなどになるので、ウェブサイトやSNS、出版物といった広報部が有する情報発信力を活用していくことがより適切と判断し、所掌移管を実施したものである。今後、適格消費者団体の活動支援をより充実させていきたい。

また、消費者への情報発信については、メディアの方々の力は非常に大きい。記者の皆様には引き続きご協力いただければと思う。

以 上